

総トン数測度申請に必要な書類

手数料：表1 参照

1. 必ず必要な書類	
<input type="checkbox"/> 総トン数測度申請書	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証の写し等） ※法人の場合は代表者のみ	
<input type="checkbox"/> 船舶の概要がわかるもの	船舶検査手帳、船体の図面、カタログ等
<input type="checkbox"/> 船舶の所有権証明	JCIの全部事項証明書等
<input type="checkbox"/> 船舶の写真	船舶正面、背面、側面の写真

※（3）はJCI未登録の場合省略。売買契約書等で確認をする。ただし個人売買や経歴不明の船舶については、聞き取りにより調査を行って必要な書類を決定します。
 ※認定申請の添付書類として測度申請書を出す場合は、（2）～（4）は不要です。

表1 測度の手数料一覧

5トン以上の場合	
（1）船体全部を測度する場合	37,000円
（2）船室等の一部を測度する場合	26,000円
5トン未満の場合	
（1）3トン以上5トン未満全部測度	15,000円
（2）3トン以上5トン未満一部測度	9,900円
（3）3トン未満の場合	9,900円
（4）実測を省略可能な場合	700円

※全部を測度する場合とは、船体主要部（甲板から下の部分）も含めて、船体の全てを計測することです。

※一部を測度する場合とは、例えば船室にトイレを新設した場合等に、そのトイレの部分だけを測度し、現状のトン数に加算する場合です。

※3トンの区分ぎりぎりの改造、建造、転用を行う場合などは、一旦3トン未満として申請をし、3トンを超えるようなら、追加で手数料を支払うようにしてください。

※実測を省略可能な場合は、主に下記の条件を満たす場合に限ります。

- ①船外機船（容積が1 m³以上の上部構造物がないことが明らかであること。）
- ②測度に必要な情報を確認できる資料の提出（船舶検査手帳、図面等）